

誓約書

那須塩原市長 様

案件名称：塩原小中学校給食調理業務委託

- 1 令和 4 年 4 月 1 日以降に、学校給食において、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）に基づく営業処分を受けた者ではありません。
- 2 食品衛生法又は同法に基づく処分に違反して刑に処され、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して 2 年を経過しない者ではありません。
- 3 食品衛生法第 60 条及び第 61 条までの規定により許可を取り消され、その取り消しの日から起算して 2 年を経過しない者ではありません。
- 4 当社の責に帰する理由により学校給食の調理等業務委託契約を契約期間中に解除されたことはありません。
- 5 業務開始までに生産物賠償責任保険に加入し、その写しを提出いたします。
- 6 業務開始までに、必要な人員及び資機材等を確保し、仕様書等に従い、業務を安全かつ確実に履行いたします。
- 7 仕様書に定める業務履行保証人を契約締結日から 30 日以内に確保し、那須塩原市に届け出ます。
- 8 1～7 に掲げるものに該当しなくなった場合には、遅延なく那須塩原市に届け出ます。

上記のとおり相違ないことを誓約いたします。

年 月 日

事業所所在地

事業者名

代表者氏名

印